

常滑市体育協会表彰規程

1 趣 旨

本市スポーツの振興に寄与し、本会の運営ならびに事業遂行に貢献した者を表彰するため、ここに常滑市体育協会表彰規程を制定する。

2 表彰の基準

表彰は、次の各号のいずれかに該当する者とし、重ねて該当する者については、上位表彰を行い重複表彰は行わない。

役員の表彰において、引き続き表彰するときは、前回の表彰から5年経過しなければならない。

(1) 常滑市体育協会の役員として5年以上役職にあつて、功労のあつた者。

(2) 常滑市体育協会加盟団体の役員として10年以上役職にあつて功労のあつた者。

(3) 地域および職場、職域のスポーツ振興に功労があつて10年以上の実績のある者。

(4) 愛知県の代表として、全国大会に出場した選手及び団体。

(5) 常滑市の代表として、県大会に優勝した選手及び団体。ただし、同一競技種目の大会で優勝した者は前回の表彰から3年以上経過しなければならない。(団体は個人表彰しない。)

(6) 前項目に該当する選手の育成に直接功労のあつた者及び10年以上選手の育成に尽力した者。

(7) その他

① 特に表彰を適当と認めた者及び団体。

② 表彰規程に該当しない者で会長が認めた者については、感謝状を授与することができる。

3 違法行為のあつた者は表彰規程に該当しない。

4 表彰者の決定

表彰者は常任理事会において決定する。

5 表彰の期日

毎年2月の第1日曜日とする。

6 表彰の方法

表彰者には表彰状を授与し、記念品を贈呈する。

7 附 則

本規程は、昭和42年4月1日より施行する。

一部改正 昭和45年4月1日

一部改正 昭和55年4月1日

一部改正 昭和47年4月1日

一部改正 昭和58年5月28日

一部改正 昭和49年10月2日

一部改正 平成2年5月16日

一部改正 昭和52年5月27日